

軍関係者が関わった事業の報告

軍関係者が関わった ODA 案件に関し 2 点ご報告いたします。1 点目は令和元年度に実施された ODA 案件のうち軍関係者の参加があった案件等の報告、2 点目は「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」の原則が遵守されているかモニタリングを行った案件の報告です。対象となる案件は別紙 1 の対象案件一覧表に記載のとおりです。

1 点目に関する報告対象は計 31 件あり、主に案件形成後に結果として研修等への軍関係者の参加があった案件、及びすでに過去の適正会議において報告済みの案件と同様の事例であるため、事後報告とした案件が該当します。いずれの案件においても、①協力の趣旨・目的、②対象主体及び③内容・効果といった観点から検討を行った結果、同原則に照らして問題ないと判断しています。

2 点目のモニタリング結果については、昨年度モニタリングを実施した 15 件のいずれについても、同原則が遵守されていることを確認しました。

以上

(別紙 1) 対象案件一覧表

(別紙 2) 案件概要書